

## 船舶インシデント調査報告書

令和8年2月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和7年8月24日 13時00分頃
発生場所	千葉県富津市富津岬北方沖 木更津港富津西防波堤灯台から真方位270° 1.6海里付近 （概位 北緯35° 20.0′ 東経139° 47.3′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、南南東進中、船外機が停止して運転できなくなり運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和7年9月8日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長2.95m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、1.47kW、回転数毎分5,000、1気筒、ボア45.0mm、使用燃料ガソリン、令和4年3月機関製造、令和5年10月進水
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、富津岬北方沖で釣りを終えた後、出航地に向けて南南東進中、船外機が停止した。</p> <p>操縦者は、燃料油タンクの油量が十分あることを確認後、船外機の始動を試みたところ、船外機から白煙が出た。船外機を確認すると、機関下部のエンジンオイルドレンボルト（以下単に「ドレンボルト」という。）が脱落してエンジンオイルが流出しているのを認めた。</p> <p>操縦者は、本船の運航ができないと判断して118番通報した。</p> <p>本船は、海上保安庁からの連絡を受けて来援した千葉県水難救済会富津岬PW救難所に所属する水上オートバイにえい航されて出航地に戻った。</p> <p>操縦者は、本インシデント後、ドレンボルトを購入して取り付け、エンジンオイルを補充した後、船外機が正常に運転できることを確認した。</p> <p>操縦者は令和5年に船外機を購入して以降、本インシデント発生の1か月前に初めてエンジンオイルを交換した。</p> <p>操縦者は、出航前にドレンボルトの締付状態を点検していなかった。</p>

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、南南東進中、船外機の振動によってドレンプラグが緩んで外れたことから、エンジンオイルが流出し、機関が過熱して船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>ドレンボルトが脱落したのは、操縦者が本インシデント発生の前月にエンジンオイルを交換した後のドレンボルトの締付けが十分でなく、その後の船外機運転に伴う振動等によってドレンボルトが緩んだことによるものと考えられる。</p> <p>操縦者は、出航前等にドレンボルトの点検を行っていなかったことから、緩みが生じていたことに気付かなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、操縦者が、本インシデント発生の前月にエンジンオイルを交換した際にドレンボルトの締付けを確認していない中、出航前にドレンボルトの締付け状態を点検していなかったため、本船が南南東進中、締付けが十分でないドレンボルトが船外機運転中の振動等で緩んで脱落し、エンジンオイルが流出したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ミニボートの操縦者はエンジンオイルの交換後のドレンプラグの締付けを確実にすること。その際、必要に応じて合いマークやトルクレンチ（ボルトを締める際、回転方向に加える力の強さを規定値に管理できる工具）などを用いて適正に行うこと。</li> <li>・ ミニボートの操縦者は、出航前にエンジンオイルの量や漏れの有無等を点検すること。</li> </ul>